

京都市交通局管理規程 6 - 2 (京都市交通局乗車券委託発売規程) の  
一部を次のように改正する。

平成 17 年 10 月 31 日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用す  
る。

(交通局企画総務部総務課)